



Canada

# カナダ・ノバスコシア州の 廃棄物資源管理

—「脱焼却」、「脱埋立」に向けた「ゼロ・ウエイスト戦略」—

## 世界一の焼却大国「日本」

21世紀はローマクラブが30年前に提起した「成長の限界」があまりなく

先進国に行きわたる世紀となる。20世紀以上に資源・エネルギー・食糧の有限性が認識されねばならず、自然との共生、資源の循環が地域の重要な課題となる。

にもかかわらず、今の日本では本来、資源であるべきものの多くが廃棄物とされている。しかも1977年、一般ごみの焼却でダイオキシンが発生することがオランダで判明して以来、先進各国はどの国も、いかにしてごみを出さないか、ごみを焼却しないかに腐心し、その戦略づく

りに邁進してきた。しかし、日本では資源が安直にごみとして焼却され、有害化学物質を含む焼却灰が自然豊かな里山や海浜に埋め立てられている。

周知のように20世紀は大量生産、大量消費、大量廃棄の時代であった。日本はそれに加え、世界一の「ごみ焼却大国」である。一般ごみの焼却量は、人口で約2倍の米国よりも多い。そもそもダイオキシン、重金属など、有害化学物質の多くはごみの焼却により生ずる。それを考えれば、日本の焼却主義は根本から是正されなければならない。

焼却主義には、①資源エネルギーの浪費、②有害化学物質リスクの発生、③二酸化炭素など温室効果ガス

## ノバスコシア州の概要

ノバスコシア州には、筆者らが2003年3月に現地調査を敢行した「地方分権と循環型社会づくりのトッププランナー」、カナダ・ノバスコシア州の「廃棄物資源管理政策」について事例報告する。

リスクの発生、④巨大な焼却炉、溶融炉を、同じく巨大な国費を使い、建設及び廃炉に伴う財政リスクがある。いずれも日本は先進諸国の中でも特異な状況にある。膨大な国費を費やし、焼却主義を進めている日本が、いくら「循環型社会」を叫んでみても空虚である。

ノバスコシア州は、人口約100万人、図1に示すように全部で7つの地区から成り立っている。ノバスコシアの由来は、Nova=New、Scotia=Scotland、すなわち「ヨーク・スコットランド」である。現在、英國の一部となっているスコットランドは、スコットランドの詩人、アラン・ポールドによると、「スコットランド、それは全能なる『否』」が支配する場所なり」とある。英國の一部でありながら、あくまでも独自性を主張してやまない、簡単に長い物に巻かれない、寄らば大樹を好み、元祖、理不尽なことにまさに元祖「ノーと言える國」である。

その流れをくむカナダのノバスコ

シア州には現在、55の市町村がある。

(株)環境総合研究所長  
武藏工業大学教授

**青山 貞一**

(株)環境総合研究所副所長  
関東学院大学講師

**池田 こみち**

州都ハリファックス市は4つの市町が統合してできた州内最大のまち、人口は36万人である。主要産業は北大西洋に面する最大規模の漁港を背景に漁業を中心に森林業、鉱業などがある。

## 廃棄物資源化問題の背景と発端



図1 カナダ・ノバスコシア州

1980年代後半、州内には日本との少し前、カナダ各州の環境長官による会議（カナダ環境長官会議）は1989年に、1995年から2000年までの5年間に、廃棄物を1人当たり50%削減する目標を設定した。ノバスコシア州では市民団体の激しい批判に対し、ハリファックス地域政府は最新型の焼却炉を代替案として提示した。しかし、これが市民運動を一層刺激し、問題を悪化させることになった。

試行錯誤の末、ハリファックス地域政府は、市民の側に問題解決のための「政策提言」を求めた。その結果、できたのが「ゼロ・エミッショն・プラン」である。このプランでは、市民と行政が一体となり、問題解決の糸口を試行錯誤により標索するとともに、従来、廃棄されてきたものを資源とすることを問題解決の

1980年代後半、州内には日本

によって処分場に持ち込む量が激減できる」と柱としている。しかし、ここに持ち込まれるもののが、焼却物はいつきない。しかも、処分ではなく、あくまで「仮置」である。さらに、排水は第三者による徹底した環境モニタリングを定期的に行

い、全面公表する。それらが協定書に盛り込まれた。おそらく、世界でも例がない、徹底した市民参加と監視による、廃棄物処分場の立地選定と監視であるといつてよい。

## 廃棄物資源化戦略の概要と特徴

ノバスコシア州の廃棄物資源化戦略は、前述の処分場紛争解決をきっかけに大きく進展した。まず、徹底

同様、州都のハリファックス市を中心と最終処分場の立地をめぐり、激しい行政と住民の対立があつた。もともと、カナダや米国では国土が広いこともあり、埋立てが盛んであったが、国際的な環境意識の高まりの中、安易な埋立てに対し、市民からの激しい批判と紛争が頻発した。

その柱は、徹底した住民の参加と監視である。廃棄物の多くは資源であること、従来、廃棄物として埋立てていたものを資源化することで、それによって処分場に持ち込む量が激減できる」と柱としている。しかし、ここに持ち込まれるもののが、焼却物はいつきない。しかも、処分ではなく、あくまで「仮置」である。さらに、排水は第三者による徹底した環境モニタリングを定期的に行

「プラン」としてまとめたのである。これと同時期、従来から大きな紛争となっていたオッター湖周辺の大規模最終処分場の立地が5年の歳月をかけ、住民との間で合意に達した。ノバスコシア州は1995年に環境法（州法）を制定し、カナダ環境長官会議の削減目標を法的に担保したのである。90年代前半には極めて難しかった廃棄物の減量も、州法の制定による削減目標の明確化と、さらに1996年に制定された固形廃棄物資源管理規制法により大きく前進する。そこでは、以下が州法、市条例により実行性と実効性が担保されている。

した廃棄物の減量化、発生抑制がなされる。カナダ環境長官会議が出した目標、すなわち、1995～2000年の5カ年ごみを半減させる目標も大きなきっかけとなつた。ノバスコシア州は1995年に環境法（州法）を制定し、カナダ環境長官会議の削減目標を法的に担保したのである。90年代前半には極めて難しかった廃棄物の減量も、州法の制定による削減目標の明確化と、さらに1996年に制定された固形廃棄物資源管理規制法により大きく前進する。そこでは、以下が州法、市条例により実行性と実効性が担保されている。

- ①すべての飲料容器、その他容器、タイヤなどへのデポジット制の導入
- ②条例などによる埋立禁止、野焼き禁止の徹底
- ③廃棄物の資源化を促進する非政府組織、資源回収基金委員会（RRFB）の設置
- ④一般家庭廃棄物の過半を占める生ごみの堆肥化の事業化
- ⑤各種紙類、びん・缶類、タイヤなどの再資源化（リサイクル）事業

化、これには再利用可能なプラスチック (P.E.T., H.D.P.Eなど) も含まれる

⑥単なる市民参加を超えた「ステュワードシップ」の徹底

⑦「ローテクノロジー」、すなわち高度で高額な技術や設備ではなく、すぐに利用可能で廉価な技術、設備を採用すること

⑧前述の多くの事業を国庫補助に依存する」となく、また州からの大きな補助に依存することなく、基



カナダ環境労働局の担当者

基礎自治体と非営利組織により可能としていること

戦略面からノバスコシア方式の特徴をみると、以下が指摘できる。

①排出抑制、排出者責任の明確化、

例えば、企業から住民まで排出者としての責任を担い、責任を果たす」と (P.P.P原則)

②市民、事業者などの自己責任、費用負担、すなわち、行政はもとより、州内の市民、企業組織に対す

る「スチュワードシップ」の徹底。

これは作業を分担し、労苦を惜しまない奉仕の精神、金銭的負担や応分のリスクを背負うことを意味する

③「脱」焼却や「脱」埋立てなど、戦略目標の明確化。これが大きな意味を持つ

④もともと、連邦国家であるが、地方の創意工夫を生かした地方分権、地方自治、住民参加とともに

廃棄物資源化のための自治の地理的規模を考慮したこと

⑤廃棄物資源化や環境分野で、もともある企業だけではなく、市民による起業などを、環境労働局と

いう名称からもわかるように、行

政が徹底支援していること

⑥廃棄物の資源化により、新たな雇用機会の創出を戦略目標化していくこと

べくこと

## デポジット・資源化のためのNPO

ノバスコシア方式には多くの特徴があるが、なかでも興味深いのは、

州法により容器、タイヤのデポジットやリサイクル事業実施のための非営利民間組織を新設したことである。これを資源回収基金委員会 (R.R.F.B.) と呼んでいる。R.R.F.B. は環境労働大臣との契約のもとで運営されており、産業界、基礎自治体、州政府の代表者から構成されている。R.R.F.B. は次の 6 項目が主な業務となっている。

①飲料容器のデポジット・返却制度を管理監督

②中古タイヤ資源化 (リサイクル) 事業の管理

③市町村によるリサイクル施設建設事業の管理

④環境配慮型のノバスコシア内環境ビジネス企業の支援

⑤廃棄物資源化や環境分野で、もともある企業だけではなく、市民による起業などを、環境労働局と

いう名称からもわかるように、行



資源回収基金委員会 (R.R.F.B.) の専務理事



表1 ノバスコシア州政府による埋立て及び焼却禁止物リスト

廃棄を禁止されている物質類	施行年月日
真い良された飲料用容器	96年4月1日
設ボール	96年4月1日
新聞紙	96年4月1日
古タイヤ	96年4月1日
鉛・酸(自動車用)バッテリー	96年4月1日
木の葉及び庭のごみ	96年6月1日
使い古しペンキ	97年4月1日
エチレングリコール(不凍液)	97年4月1日
堆肥化できる有機物	97年6月1日
鉄/ブリキ製食品容器	98年4月1日
ガラス製食品容器	98年4月1日
低密度ポリエチレン袋及び梱包パッケージ材	98年4月1日
高密度ポリエチレン袋及び梱包パッケージ材	96年4月1日

出典: Government of Nova Scotia, 2000.

表2 圓形廃棄物資源管理規制法(1996年2月6日制定、2002年3月1日改正)

## 第1章 廃棄物の削減

## 第1部 資源の回収(Resource Recovery)

## 第4条 資源回収基金(Resource Recovery Fund)

- 法律第98条に基づき設置されたものであり、産業界のStewardship計画を発展させ実行するために設けられた。
- 基金は、市町村及び地域の廃棄物転換事業のために用いられる。具体的には、以下の通りである。
  - 飲料容器のデポジット料金返還システムの推進
  - ごみの減量化、リユース、リサイクル、堆肥化のための教育・啓発の推進
  - 州内における(環境)高付加価値型製造業の推進

## 第5条 資源回収基金委員会(RRFB)

- 基金はRRFBによって管理される。
- 委員会は、第4条に定めた目標を達成するための(各種)施策の推進に責任を持つ。
- 基金の管理にあたっての環境大臣との協定は、関係団体の義務、権限、責任について明記し、委員会のメンバーすべてにその内容は該当する。
- 基金への支払いが生じた者に対して、協定に明記された内容についての準備、交渉及び遂行を行う。
- 飲料容器のデポジットシステムの管理運営を行う。
- 環境大臣あるいは市町村長からの指示がある場合にも、同様の機能を果たす。
- 環境大臣の文章による承認や指示がない限り、委員会は州の法律に従つて非営利団体として組織される。
- 大臣は3名を委員会の委員として指名する(資格を付与する)。そのうちの1名を会長に任命し、任期を定める。
- 委員会は、地域廃棄物コーディネータ(調整員)を任命し、委員会委員とする。
- ノバスコシア州自治体連合会の推薦で1名の代表者を委員会メンバーとして指名する。

## 第6条 基金への支払い

- 基金の収入は以下によってまかなわれる。
- 委員会と個人との協定に基づいて支払われるもの。
- デポジット変換システムによって得られる資金。
- 基金の目的のために委員会が得た金銭、あるいは州が贈答、寄付、遺贈、寄贈のかたちで処分された不動産あるいはその他委員会の基金の目的のために寄贈された財産。
- 基金として受領した利息。
- ノバスコシア州1989年リサイクル法第5及び第8章の第12条に規定に従つて資源回収基金法のもとで基金に支払われた金額として指名する。

ノバスコシア方式を法的側面からみると2つの大きな特徴がある。1つは表1にあるように、1996年4月に開始された、州全域での法律による「埋立て」と「焼却」の禁止である。禁止されているものを埋め立てるに燃やしたりすると高額の罰金が科せられる。これら厳しい埋立

て、焼却禁止措置により、いわゆる不法投棄、野焼き、さらに産業廃棄物における実質違法な自社処理がほとんど無くなつたのである。  
もう1つ重要な法的措置は、州内で行政、市民、企業など、すべての構成員が参加して資源管理を行う根柢となる固体廃棄物資源管理規制法の制定である。この州法も1996年に制定されている。ノバスコシア方式の大きな特徴は、州全域で容器

やタイヤのデポジット制を導入していることだが、表2はデポジットと資源回収資金を扱う非営利組織(RFB)の根柢となつてている部分について示す。

## 「脱焼却」「脱埋立て」を支える生ごみ・汚泥の堆肥化

ノバスコシア方式では、日本のようく燃えるごみ、燃えないごみとい

表3 ノバスコシア州内の堆肥化工場の概要

単位: m<sup>3</sup>

番号	処理能力 (t/年)	家庭系	事業系	自治体系	処理方法
1	300		食品・庭ごみ		屋外列状堆肥化
2	1,000		カニ壳棄物		屋外列状堆肥化
3	500		食品・庭ごみ		屋外列状堆肥化
4	715		食品・庭ごみ		施設内固い列状堆肥化
5	2,000		食品・庭ごみ		屋外屋根付き堆肥化
6	9,000		製紙汚泥		送風機付き積み上げ堆肥化
7	6,250	食品・庭ごみ	食品・庭ごみ	下水汚泥	施設内荏原方式
8	6,000	食品・庭ごみ	食品・庭ごみ		施設内 Stinnes Enerco 方式
9	20,000			下水汚泥	屋外列状堆肥化
10	5,000	食品・庭ごみ	食品・庭ごみ		施設内固い列状堆肥化
11	5,000	食品・庭ごみ	食品・庭ごみ		施設内荏原方式
12	25,000	食品・庭ごみ	食品・庭ごみ		施設内 Stinnes Enerco 方式
13	13,000	木葉と庭ごみ			屋外列状堆肥化
14	10,000	木葉と庭ごみ			屋外列状堆肥化
15	10,000	食品・庭ごみ	食品・庭ごみ		屋外列状乾燥覆い付き
16	500		食品・庭ごみ		屋外列状堆肥化
17	10,000	食品・庭ごみ	食品・庭ごみ		施設内荏原方式
18	8,000		パルプ木材汚泥		The Good Earth Organics
19	9,000	食品・庭ごみ	食品・庭ごみ		屋内 The Good Earth Organics
20	5,000		ミンク廃棄物		屋根付き屋外列状堆肥化

出典: A World Leader in Diversion, by Barry Friesen.  
BioCycle, Journal of composting & organics recycling, June 2002



ノバスコシア州の生ごみ堆肥化工場にて

う区別はない。ノバスコシアでは、(1)リサイクル、リユースなど資源化が可能なものと、(2)資源化ができないものに分け、さらに資源化可能なものを堆肥化し、(2)その他の資源化が可能なものをリサイクル、リユースする。その結果、通常、ごみとして焼却されたり、最終処分される資源の有効利用を図り、最終的に本来、ごみとされるものを極限まで削減することに他ならない。

ところでノバスコシアの「ゼロ・エミッഷョン」戦略の中核は、生ごみや下水汚泥などの「堆肥化」にある。これが戦略成功の鍵を握っているといつてもよい。堆肥化には大別して、(1)都市部世帯から出る生ごみ、(2)郊外・農村部世帯から出る生ごみ、(3)都市部の下水処理後の汚泥の3種がある。

郊外・農村部は、原則として庭でコンポスト化することが義務づけられている。都市部と下水汚泥は、州内で現在20カ所ある施設で堆肥化される。表3は施設概要を示している。大きな施設では日換算で60t規模、小規模なものは日換算で1tである。現地調査時は、大規模な2施設を視察した。

ノバスコシア州では、法律、条例により、生ごみ、汚泥の堆肥化を義務づけ、同時に堆肥化するほうが、焼却、埋立てするよりはるかに費用が少なくて済むよう経済誘導を行うことで、生ごみの資源化を促進している。例えば、堆肥化の場合、生ごみ処理費は1t当たり6000~7000円であるが、埋立ての場合は1t当たり1万円以上となる。なお、都市部の家庭、世帯から出る生ごみ類は、「グリーンカート」



「グリーンカート」と呼ばれる、特別に開発設  
計された容器で、州の75%以上の地  
域で収集されている。この生ごみの  
分別、収集は、世界遺産都市ルナバ  
レグ郡で開始された。現在、多くの  
地域では生ごみは2週間に1回24  
0㍑の「グリーンカート」により回  
收されているが、悪臭、ウジ、ハエ、  
汚水発生問題などとの関係で、収集  
間隔を短縮化させることなどが検討  
されている。収集方法は当然のこと  
として、緯度、気候、気温、季節、  
風土など、地域により検討すべきこ  
とになる。

### 循環を支える「ポジット制度

生ごみの堆肥化とともにノバスコ  
シア方式を根底から支えるのは、各  
種容器、タイヤなどの「デポジット」  
制度である。ノバスコシアでは、前  
述の1996年に制定した法律で、  
乳製品以外のすべての飲料容器をデ  
ポジット制とした。この「デポジット」  
はRRFBによって管理される。デ  
ポジット料金は、通常10セントのデ  
ポジットに対し、5セントが消費者  
に戻るが、500ml以上の容器は20

セントがデポジットされ、10セント  
が戻る仕組みとなっている。通常、  
飲料容器販売者はデポジットをRR  
FBに支払い、デポジット分の金額  
はRRFBを通じ、小売店に渡され、  
消費者に戻される。

実績だが、ノバスコシア州内では、  
年間2億6万本のビールのびん及び  
(缶は除く) 飲料容器が販売されて  
いるが、2001年度は83%が回収  
された(量で1万1000tに及  
ぶ)。制度開始から今までに約10億  
本の容器がノバスコシアで回収され  
たことになる。

ノバスコシア州では年間94万本の  
タイヤが販売されているが、州政府  
は州内のタイヤ小売店(900店舗)  
に対し、RRFBの古タイヤ管理の  
契約に同意をさせる法律を制定して  
いる。

デポジット料は、新タイヤは小型  
用3ドル、大型用9ドルのデポジッ  
トが小売店からRRFBに支払われ  
る。小売店は消費者から使用済みタ  
イヤを引き取る義務がある。

これらタイヤは、ケンブタウン  
にある民間タイヤリサイクル工場に  
運ばれ、カナダや米国のグランド敷  
設材などに再利用されている。現在  
回収率は85%に達している。

### 資源回収と資源化施設の現状



資源回収施設(MRF)における分別作業

ノバスコシアでは、前  
述の1996年に制定した法律で、  
乳製品以外のすべての飲料容器をデ  
ポジット制とした。この「デポジット」  
はRRFBによって管理される。デ  
ポジット料金は、通常10セントのデ  
ポジットに対し、5セントが消費者  
に戻るが、500ml以上の容器は20

セントがデポジットされ、10セント  
が戻る仕組みとなっている。通常、  
飲料容器販売者はデポジットをRR  
FBに支払い、デポジット分の金額  
はRRFBを通じ、小売店に渡され、  
消費者に戻される。

実績だが、ノバスコシア州内では、  
年間2億6万本のビールのびん及び  
(缶は除く) 飲料容器が販売されて  
いるが、2001年度は83%が回収  
された(量で1万1000tに及  
ぶ)。制度開始から今までに約10億  
本の容器がノバスコシアで回収され  
たことになる。

ノバスコシア州では年間94万本の  
タイヤが販売されているが、州政府  
は州内のタイヤ小売店(900店舗)  
に対し、RRFBの古タイヤ管理の  
契約に同意をさせる法律を制定して  
いる。

デポジット料は、新タイヤは小型  
用3ドル、大型用9ドルのデポジッ  
トが小売店からRRFBに支払われ  
る。小売店は消費者から使用済みタ  
イヤを引き取る義務がある。

これらタイヤは、ケンブタウン

にある民間タイヤリサイクル工場に  
運ばれ、カナダや米国のグランド敷  
設材などに再利用されている。現在  
回収率は85%に達している。

このことは、MRFで14~17種類に  
分別され、紙類、びん、缶類はもとよ  
かも、残された比較的大規模な処分

場は、第三者による定期的な環境モニタリングとその公表などが市民参加で行われている。

## ノバスコシア方式の初期費用と維持管理費

表4 ノバスコシア方式の初期投資額	
生ごみ用グリーンカート	5.9億円
2カ所の堆肥化工場	5.9億円×2
最終分別、ごみ安定化施設	16億円
新しい埋立て処分場(アクセス道路ごみ)	13.7億円
資源回収施設の改修	0.4億円
有害廃棄物回収拠点	0.08億円
合計	約49億円

ノバスコシア方式の初期立ち上げ費用を表4に示す。この新しい廃棄物資源化システムにかかる初期費用は、7000万カナダドルとなる。当時の為替レートを1カナダドル69円として約49億円となる。

一方、ハリファックス市では初期投資額とは別に、廃棄物資源化事業費用を表4に示す。この新しい廃棄物資源化システムにかかる初期費用は、7000万カナダドルとなる。当時の為替レートを1カナダドル69円として約49億円となる。

ノバスコシア方式の初期立ち上げ費用を表4に示す。この新しい廃棄物資源化システムにかかる初期費用は、7000万カナダドルとなる。当時の為替レートを1カナダドル69円として約49億円となる。

一方、ハリファックス市では初期投資額とは別に、廃棄物資源化事業費用を表4に示す。この新しい廃棄物資源化システムにかかる初期費用は、7000万カナダドルとなる。当時の為替レートを1カナダドル69円として約49億円となる。

日本では廃棄物の収集、運搬、処理、処分などの維持管理費用として、全国規模で年間3兆円強を支出している。これを一人当たりにすると約3万円弱となる。これが税金から支払われていることになる。さらに各種大規模処理処分施設の建設には、国庫補助金、特別地方交付税などにより、建設総額の50～84%がまかなわれている。

## ノバスコシア方式の効果と実績

今までの効果と実績を以下に示す。

- (1) ノバスコシア方式の実施により、州民、市民に、従来、廃棄物として廃棄していたものを資源として有効に再利用する意識が高まつた。
- (2) スチュワードシップの徹底により、州内の企業、市民の自己責任、費用負担意識が大きく向上した。これは単なる市民参加、パートナーシップとは異なり、本来の意味での自治意識を高めている。
- (3) 脱焼却の実現により、ダイオキシン、重金属をはじめ、有害化学物質の発生及び環境中への排出が実質的になくなり、環境及び健康リスクが大幅に低減した。
- (4) ノバスコシア方式の採用により、1000人規模の雇用が創出され、同時にNPOや地域企業の参加による地域経済への貢献が高まった。
- (5) 現在、廃棄物資源化の関連雇用は約3000人である。雇用は行政だけでなく企業、NPOでも増えている。資料によれば、ごみとして廃棄するより、資源化するほうが10倍多くの仕事ができる。
- (6) 堆肥化やリサイクル施設の初期建設資金は連邦政府からはほとんど使つておらず、そのうち、5000円強が市民税として徴収され、残りは主に各種デボジットにより得られた資金をあてている。他方、各種施設建設費はハリファックス市など、自治体の一般会計や州政府からの補助金によりまかねわっている。ただし、州から市への補助率は全体建設費用の20%程度であり、日本のように国が全体の半分から80%を補助するシステムはない。
- (7) 廃棄物資源化事業費の多くは、1996年4月1日に開始されたデボジットから得ている。年間2億本以上、回収率は80%以上となつていて。また、1997年1月から始まつた年間90万本に及ぶタイヤのデボジット、さらに、段ボール、紙、容器を含めたリサイクル事業からの収入も多い。
- (8) 結果として、21世紀に通用する資源エネルギー使用、財政負担、環境負担を含めた持続可能な地域経済システムが、地域社会構成員自身により構築することが可能となつた。

ノバスコシア州のことは知人のセント・ローレンス大学のポール・コネット教授から何度も聞かされ、ビデオも見せられていたのだが、なかなか現地に行く機会がなかつた。多



専務副社長の山田次男弁護士の三人で、何とか会話をやり合つた。出かけたのが2003年3月だつた。行先は聖マウントローマン、山ノヨーハルズ由ドベリフ・ア・スクスに入った。山ノヨーハルズ一泊あるなが、本題は日本からの贈り物を感した。

山ノヨーハルズで日本からの贈り物を贈る旅は、非常に意味深い滞泊宿があつた。聖マウントローマンのイタリアーの娘一家は、山ノヨーハルズ200の2万3000の畳の離れた日本からハーバードに来たのか? 久留の母のやねつた。母の心は、何よりも遠くといふのが最も真冬に来ゆるのか? 聞きわねての方がない。

筆者いは、日本の廃棄物処理区分の実態、焼却主義の実態、ダイヤモンドの話題は誰もに近づく、ハーバードの構造化学物質汚染の実態も、山ノヨーハルズの脱炭素化をベースとした脱焼却、脱野立しから多くのゆき争ひ、日本は持つてから帰つた。山ノヨーハルズの歸りたこし始めた。山ノヨーハルズ

の母、姉妹い、「山ノヨーハルズ」といふ。

翌日後、4月11回目「山ノヨーハルズ」

にカナダの田舎のたんじゆに感つた!)

とが、ハーバードの廃棄物資源

Facilities

Good to Waste

ノバ・スコティア、ノバ・スコティア Too

RRFB Nova Scotia, Champions

Environment

Nova Scotia, 2002 Nova Scotia Too

Environmental Products and Ser-

vices Directory

Halifax Regional Municipality, Householders Guide to Waste Management, How to Prepare It,

What goes Where

Halifax Regional Municipality, Your Quick Reference Guide to Waste Resource Management

RRFB and Halifax Regional Municipality, Organics Green Cart & Regular Refuse Collection Schedule 2003/2004

「ハーバードのホーリー・リバーリー」(Resource Recycling) ページ、トマーカー、ジョン・ヒューイー(ハーバードの環境資源局廃棄物資源管理課) 800-944-2444

「山ノヨーハルズの資源循環政策」(Solid Waste & Recycling) 696-6611 (Solid Waste & Recycling, June/July 2003) ページ、トマーカー

「聖マウントローマンの資源循環」(Journal of composting & organics recycling, June 2002) ページ、トマーカー

「ハーバードの資源循環資源循環戦略」(資源循環戦略) 800-944-2444 (資源循環戦略) 800-944-2444

2003-9

- [参考文献]
- 1) Grand Opening Otter Lake, The Sunday Daily News, October 18, 1998
  - 2) Jeannette MacKay and Fred Wendl (Halifax Regional Municipality, Canada), Halifax Regional Municipality's Successful Diversion Strategy: An Overview
  - 3) The Community Stakeholder Committee (CSC), An Integrated Resource Management Strategy for Halifax County, Halifax, Dartmouth and Bedford, March 25, 1995
  - 4) Miller Waste Systems, Composting Facilities
  - 5) Nova Scotia, Nova Scotia Too Good to Waste
  - 6) RRFB Nova Scotia, Champions Environment
  - 7) Nova Scotia, 2002 Nova Scotia Too Environmental Products and Services Directory
  - 8) Halifax Regional Municipality, Householders Guide to Waste Management, How to Prepare It, What goes Where
  - 9) Halifax Regional Municipality, Your Quick Reference Guide to Waste Resource Management
  - 10) RRFB and Halifax Regional Municipality, Organics Green Cart & Regular Refuse Collection Schedule 2003/2004
  - 11) 「ハーバードのホーリー・リバーリー」(Resource Recycling) ページ、トマーカー、ジョン・ヒューイー(ハーバードの環境資源局廃棄物資源管理課) 800-944-2444
  - 12) 「山ノヨーハルズの資源循環政策」(Solid Waste & Recycling) 696-6611 (Solid Waste & Recycling, June/July 2003) ページ、トマーカー
  - 13) 「聖マウントローマンの資源循環」(Journal of composting & organics recycling, June 2002) ページ、トマーカー
  - 14) 「ハーバードの資源循環資源循環戦略」(資源循環戦略) 800-944-2444 (資源循環戦略) 800-944-2444